

新公審査答申（個）第78号
令和7年6月2日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和2年2月13日付け、新男女第360号の12によって諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年7月24日付け、新広聴第196号の2により行った一部開示決定は、これを取り消し、改めて非開示決定をすべきである。

第2 事実関係

答申に至る経緯は次のとおりである。

- 1 審査請求人は、令和元年7月10日、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成31年2月22日の広聴相談課長が監査委員に提出した抗弁書に記載されている「広聴相談課と弁護士会が意見交換」を行ったとしているが、意見交換の内容を具体的に示したもの（以下「本件請求文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。
- 2 実施機関は、本件請求について、「弁護士会に対する確認依頼に対する意見」を対象文書（以下「本件対象文書」）として特定し、条例第14条第3号に該当するため一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、令和元年7月24日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和元年7月29日付けで、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和2年2月13日、条例第27条の規定に基づき、当審査会に諮問した。
- 5 当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

令和2年 2月13日	諮問書受理
令和6年10月28日	審査会開催（第1回）

令和6年11月18日	審査会開催（第2回）
令和6年12月16日	審査会開催（第3回）
令和7年2月19日	審査会開催（第4回）
令和7年5月28日	審査会開催（第5回）

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

- 1 開示されたものは、平成30年10月当時のもので、私は開示された内容は、事実と全く違うので、再三、調査を依頼したが市は、「調査しない」とした。議会の答弁でも調査しないまま、事実と違い「弁護依頼をした」と発言した。平成31年1月に直接、当時の弁護士に面会し、「弁護依頼をしていない」ことを確認した。開示請求したものは、平成31年2月22日の広聴相談課長が監査委員に提出した抗弁書に記載されている「広聴相談課と弁護士会が意見交換」を行ったとしているが、意見交換の内容を具体的に示したものである。

市は「要求に近いものを、住民サービスとして行った」としているが、要求したものを開示すべきである。一部開示は「意見交換」でなく、弁護士の私見である。「意見交換」とは、一方だけの「私見」を言うのか。

- 2 開示請求者は「意見交換」の内容の開示を求めている。「意見交換」とは、双方が意見を述べていることで、口頭で意見交換しても、他機関とのやりとりは、必ず文書として残り情報共有しているはず、これを開示請求している。市側の意見が非開示で、一人の弁護士の意見を開示したに過ぎない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）の記載内容を見るに、審査請求人が求めるものは、実施機関が監査委員に提出した抗弁書に記載した、弁護士無料法律相談の委託契約先である県弁護士会と意見交換をした内容と捉えることができたことから、実施機関では、審査請求人の求めに限りなく近いものとして、本件対象文書を特定し、条例に基づき決定した。

本件対象文書は、審査請求人から監査委員に住民監査請求があり、実施機関が監査実施の通知を受けたことに伴い、県弁護士会に公文書にて状況確認及び確認結果の回答を依頼した。また、県弁護士会の担当弁護士に依頼の趣旨を口頭で説明するとともに、監査請求に対する意見交換を行った結果、担当弁護士より県弁護士会の回答とは別に、意見交換の内容を一人の弁護士の意見として文書化して送付したい

との申し出があり、これに同意したことから、担当弁護士から広聴相談課市民相談室長宛てとすることをあらかじめ確認した文書であり、本件対象文書の特定に瑕疵はないものと認識している。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件決定を行ったものの、審査請求人から、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 実施機関の主張によると、本件請求書の記載内容から、審査請求人が求めるものは、実施機関が監査委員に提出した抗弁書に記載した、弁護士無料法律相談の委託契約先である県弁護士会と意見交換をした内容と捉えることができたことから、審査請求人の求めに限りなく近いものとして本件対象文書を特定したとのことである。

しかし、審査請求人は、求めに限りなく近いものではなく、求めたものを開示すべきと主張している。

- (2) 本件請求文書は、「実施機関が監査委員に提出した抗弁書に記載されている意見交換」である。抗弁書の作成主体は実施機関であることからすると、意見交換が指す内容も実施機関において把握していると考えられる。
- (3) そこで、本件対象文書には実施機関から発出された文書が含まれていないこと、また、意見交換が指している文書そのものを特定せずに、限りなく近いものを特定したことについて、当審査会が実施機関に対して説明を求めたところ、おおむね以下の説明があった。

ア 「意見交換」とは、実施機関が県弁護士会に文書を届けた際に、その場で文書の趣旨説明を行い、当時の出来事について聞き取るなど面談したことを表現したもので、そのやり取りを記録した文書はない。

イ 「意見交換」の文書はないが、当時の審査請求人と実施機関のやり取りの経緯から、審査請求人が求めていると思われる内容に「限りなく近いもの」として、本件対象文書を特定した。

- (4) これらのことからすると、意見交換についての文書は作成や記録をしておらず、また、他にその存在をうかがわせる特段の事情も見当たらないことから、当審査会としては、「意見交換」が指している文書そのものは存在しないと判断せざるを得ない。

さらに、双方の主張を見ても、本件決定前に「限りなく近いもの」として文書を特定することについて、審査請求人と実施機関においてやりとりが行われた事実を確認できないことから、当審査会において実施機関の判断を是認すること

はできない。

よって、本件決定は取り消されるべきである。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

(第1 部会)

委員 池睦美、委員 岩寄勝成